

小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金制度のご案内

この制度は、企業の新技术等の研究開発を支援するため、公的機関等が行う製品の品質管理、品質改善及び製品開発等に必要の依頼試験等を利用する事業者に対し、その利用に要した手数料又は、利用料の一部を補助する制度です。新たな商品開発や産業展開の促進を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

下記（１）～（４）全てを満たす方です。

（１）中小企業者

中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

（参考）中小企業基本法による中小企業の定義

業種	資本金・従業員数
卸売業	１億円以下又は１００人以下
小売業	５千万円以下又は５０人以下
サービス業	５千万円以下又は１００人以下
その他（製造業・建設業等）	３億円以下又は３００人以下

※資本金の額又は従業員数（常時雇用する）のいずれかが該当すれば中小企業とみなされます。

（２）市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方

（３）市税の滞納のない方

（４）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

2. 補助対象事業

（１）あいち産業科学技術総合センターが行う依頼試験

（２）名古屋市工業研究所が行う依頼試験

（３）公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターにおけるビームライン又は高度計測分析機器の利用

3. 補助対象経費

補助金の交付を受けようとする年度に納入した補助対象事業に係る手数料等

4. 補助金額

補助対象経費×2/3

※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

※ 同一の補助対象事業者について1年度につき50万円を限度とします。

5. 申請の流れ

①補助対象事業に係る手数料等を納めた後、**小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付申請書（様式第1）**に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。書類は、市役所ホームページからダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しします。

※最終申請日は依頼試験等を利用した年度の3月31日とします。

※同一年度分であればまとめて申請することも可能です。

<添付書類>

- ・ 登記事項証明書
- ・ 補助対象事業に係る依頼書又は利用申込書の写し
- ・ 補助対象事業に要した手数料等の支払を証明する書類
- ・ 市税に滞納がない証明書

※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し

- ・ 小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付請求書（様式第3）

②小牧市から申請者宛に小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付決定通知書を送付します。

③補助金交付

<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

電話：0568（76）1112

FAX：0568（75）8283